

○文部科学省告示第十三号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年二月八日

文部科学大臣 下村 博文

					指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称
裸体	三幅対	人体による習作	歩く人物像	叫ぶ教皇の頭部のための習作	指定美術品等の所有者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
フランクフルト近代美術館 （館長 スザンヌ・ゲンシャイマー）	ニューヨーク近代美術館 （館長 グレン・D・ロウリー）	メニル・コレクション （館長 ヨーゼフ・ヘルフェンシュタイン）	ダラス美術館 （館長 マクスウェル・P・アンダーソン）	イエール・ブリテイッシュ・アート・センター （館長 エイミー・メイヤーズ）	指定をした日
同右	同右	同右	同右	平成二十五年二月八日	指定の有効期間
同右	同右	同右	同右	平成二十五年十月一日まで	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
同右	同右	同右	同右	同右	独立行政法人国立美術館 理事長 青柳 正規 東京都千代田区北の丸公園三番一号
同右	同右	同右	同右	同右	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
				東京国立近代美術館 東京都千代田区北の丸公園三番一号 平成二十五年三月八日から同年五月二十六日まで	
				豊田市美術館 愛知県豊田市小坂本町八丁目五番地一 平成二十五年六月八日から同年九月一日まで	